

要請文

拝啓

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

不法就労等の外国人労働者問題につきましては、常日頃から一方ならぬ御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年の経済・社会の国際化の進展に伴い、就労を目的として我が国に入国・在留する外国人は年々増加の一途をたどっています。

そうした中、一部の業種等にみられる人手不足等を背景に、我が国での不法就労を画策する者が後を絶たず、正規労働者への影響は元より、悪質な雇用慣行を生み出すなど、労働環境を悪化させる要因ともなっています。また、不法残留者数にあつては、減少傾向にあるものの6万8,488人（令和8年1月1日現在）となっており、不法入国者等を合わせるとそれ以上の不法滞在外国人在留者がいると推認されるところ、その多くは、警察や出入国在留管理局による摘発を逃れるために、偽変造在留カードを使用し、在留資格を偽るなどして不法に就労しています。

そのほか、種々の在留資格に応じた活動ではないことを承知の上で、外国人に仕事を斡旋するブローカーや雇用先が存在するなど、不法滞在や不法就労等の手口は悪質化・巧妙化しており、不法就労等外国人を巡る問題は依然として看過できない状況にあります。

これらの不法滞在外国人は、我が国の労働市場に悪影響を与えるだけでなく、様々な分野にわたって深刻な問題を引き起こしていることから外国人労働者の適正な就労促進と不法就労の防止について、関係機関・団体の方々に対して啓発活動等の御協力をお願いしているところです。

就労が可能な在留資格や許可を受けていない外国人労働者を雇用した場合、その事業主についても出入国管理及び難民認定法違反に問われる可能性があります。

このような事態を防ぐためにも、外国人を雇用（アルバイトを含む。）する場合には、まずその者の在留カードで在留資格と在留期間を確認するとともに、不明な点については関係機関に確認を行うようお願いいたします。

また、雇用後に失踪した場合には、何らかの事件・事故に巻き込まれた可能性も考えられますので、速やかに関係機関へ届け出ていただくようお願いいたします。

つきましては、これらの諸問題について御理解いただきますとともに、貴団体に所属する事業主の皆様、外国人の不法就労等防止について注意喚起していただきますようお願い申し上げます。

敬具

経済団体の長 殿

令和8年7月

九州管区警察局
福岡県警察本部
福岡出入国在留管理局
福岡労働局